

## Lesson

## 特定原材料(8品目)とは？

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになったもののうち、特に症例数や重篤度から表示する必要性が高いものを「特定原材料」と定め、法令で表示が義務付けられています。

### ✓ 特定原材料に「くるみ」が追加！

くるみによるアレルギー症例数の増加等を踏まえ、令和5年3月9日付けで特定原材料として、新たにくるみが追加されました(7品目 ▶ 8品目に)。

### ✓ 特定原材料に準ずる物に「マカダミアナッツ」が追加！

令和6年3月28日付けでマカダミアナッツを特定原材料に準ずる物に追加し、まつたけを特定原材料に準ずる物から削除すると決議されました。

### ✓ 特定原材料(8品目)は表示義務があります

| 根拠規定                | 特定原材料等の名称   | 理由   | 表示の義務             |
|---------------------|---|--|-------------------|
| 8品目<br>特定原材料        |         | 特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。                   | <b>義務</b>         |
| 20品目<br>特定原材料に準ずるもの | アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン  | 症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。 | <b>推奨</b><br>(任意) |

特定原材料は原則、原材料名の直後にカッコをして(一部に○○・○○を含む)と表示しましょう。この場合カッコの前に必ず読点を入れましょう(原材料と区別するため)。なお乳については、(乳を含む)ではなく、(乳成分を含む)とします。また添加物の場合は(乳成分由来)ではなく、(乳由来)としてください。

例：○○○○、○○○、(一部に卵・小麦・乳成分を含む)

特定原材料は・(中黒)でつなぎます。